

【大会特別規則】

2017.7.5

1. 機材補給

- a チームスタッフによる機材補給は別途提示する機材ピットエリアのみで認める。
 - b 機材ピットでサポートを行うチームスタッフは、有効な以下のライセンス (日本体育協会自転車競技各級コーチ・各級指導員、JCFチームアテンダント)保持者であること。もしくはJBCFチームアテンダント講習修了証保持者とする。
- ※チーム・アテンダント臨時登録届を有しているチーム関係者のピット進入はできない。

2. ニュートラリゼーション

- a 各クラスにおいて1周のニュートラリゼーションを認める。認定が同一周回中に行われない場合は認めない。
- また、地上もしくは移動審判員により認定を受けない場合はニュートラリゼーションを認めない。
- b 適用条件は「正当な落車」「パンク」「自転車の重要部品の破損」のみに限られ、その他の理由 (変速不良、体調の悪化等) ではニュートラリゼーションは認められない。
- c 競技役員の認定を受けた選手はその位置で待機、役員の指示で位置していた集団へ復帰すること。
- d 規定の周回内に事故発生位置に復帰が不可能であったときにはレースを続行することはできない。
- e 予選、決勝共に残り2周回以降での事故の場合はニュートラリゼーションによる復帰を認めない。
- f ニュートラリゼーションの適用についてはコース全域で認める事とする。但し、競技への復帰は走行中の選手の妨げにならないよう十分注意して復帰のこと。

3. ゴール残り1Km以内での事故 (決勝のみ)

決勝において残り1km以内での認められる事故の場合は、事故時位置していた集団の最後尾の順位を付与する。

4. 飲食料の補給

本レースにおける補給は認めない。
競技者は、コースや競技会場に食料、食料袋、ボトル、ゴミなどの投棄をしてはならない。

チーフコミッサー
加藤 明人